

新たな高齢者医療制度が 4月から開始

現行の老人保健制度にかわり、高齢者医療の新しい制度が平成20年4月から、『後期高齢者医療制度』として始まります。

それにあわせて、今まで加入していた健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度で個人ごとに保険料を納めていただくこととなります。

対象者

75歳以上の方（65歳以上で一定のしやうがいをお持ちの方も加入できます。）

保険料はどの位？

年間の保険料は、個人ごとに計算されます。【表1】

【表1】

年間の保険料の計算方法(平成20・21年度)
43,143円 + (所得額 - 33万円) × 9.63%
※保険料は個人で最高50万円までです。

所得が一定の額を下回る世帯の方は、保険料が減額されます。【表2】

【表2】

保険料額の例は次のようになります。【表3】

【表2】 保険料の減額について

所得額が下記の金額以下の世帯	減額分
33万円	30,201円
33万円 + (24.5万円 × 世帯の世帯主を除く加入者数) ※加入者が世帯主しかいない場合は該当になりません。	21,572円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	8,629円

※世帯主が加入者ではない場合、その世帯主の所得も計算されます。
※65歳以上の方の年金の所得は、その所得から15万円引いた額を所得額として計算します。

【表3】 年間の個人の保険料の額の例

例1) 世帯で加入者が1人の場合

所得 (年金収入のみの額)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例2) 夫婦2人で加入する場合

所得 (年金収入のみの額)	夫	30万円 (150万円)	60万円 (180万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料	夫妻計	12,900円	47,600円	79,700円	136,500円
	妻計	12,900円	21,500円	34,500円	43,100円
		25,800円	69,100円	114,200円	179,600円

料を納めていただきます。4月から段階的に保険料がかかっていきます。【表4】

【表4】 扶養されていた方の保険料

期間	保険料
平成20年4月～9月	無料
平成20年10月～21年3月	2,100円
平成21年4月～22年3月	21,500円

※現在、政府として検討中ですので、内容が変更となる場合もあります。

扶養されていた方について

(その2)

国保以外の健康保険に加入している方ご本人は後期高齢者医療制度に加入し、その方に扶養されていた方が75歳未満の場合は、加入していた健康保険を脱退しなければなりませんので、別の方の扶養に入るか、新たに国保に加入することになります。【表5】

国保以外の健康保険で、ご主人やお子様などに扶養されていた方について (その1)
まで保険料の支払いはありませんでしたが、後期高齢者医療制度では、個人ごとに保険